

様式コード
2 2 2 5

健康保険
厚生年金保険
厚生年金保険

被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届

常務理事	事務長	部長	課長	係長	係

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	健康保険 被保険者証記号	
	厚生年金保険 事業所整理記号	
	事業所 所在地	届書記入の個人番号に誤りが無いことを確認しました。 〒 -
	事業所 名称	
	事業主 氏名	
	電話番号	()

受付印

社会保険労務士記載欄 | 氏名等

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号等 (70歳以上被用者のみ記入)	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑩ 備考	
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算 の基礎日数	報酬月額			⑭ 総計 (一定の基礎日数以上の月のみ)				
			⑪ 通貨によるもの	⑫ 現物によるもの	⑬ 合計 (⑪+⑫)	⑮ 平均額	⑯ 修正平均額			

1	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
	健	厚	年	月	千円	千円	月	月	1.昇給 2.降給	円	円	円	円	円	円	円	年	月	円
	4	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	5	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
	健	厚	年	月	千円	千円	月	月	1.昇給 2.降給	円	円	円	円	円	円	円	年	月	円
	4	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	5	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
	健	厚	年	月	千円	千円	月	月	1.昇給 2.降給	円	円	円	円	円	円	円	年	月	円
	4	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	5	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
	健	厚	年	月	千円	千円	月	月	1.昇給 2.降給	円	円	円	円	円	円	円	年	月	円
	4	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	5	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
	健	厚	年	月	千円	千円	月	月	1.昇給 2.降給	円	円	円	円	円	円	円	年	月	円
	4	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	5	日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

記入例 | 被保険者報酬月額算定基礎届【2023.12】

令和 5 年 7 月 1 日提出

提出者記入欄	健康保険 被保険者証記号	1 2 3 4
	厚生年金保険 事業所整理記号	0 1 - A B C
	事業所 所在地	〒 111 - 1111 東京都〇〇区〇〇町1-2-3
	事業所 名称	〇〇〇〇 株式会社
事業主 氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇〇	
電話番号	03 (1234) 5678	
社会保険労務士記載欄 氏名等		

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 適用年月		⑦ 個人番号等 (70歳以上被用者のみ記入)	
	⑤ 従前の標準報酬月額		⑥ 従前改定月		⑦ 昇(降)給		⑧ 遡及支払額		⑩ 備考	
	⑨ 給与 支給月	⑩ 給与計算 の基礎日数	報酬月額			⑭ 総計 (一定の基礎日数以上の月のみ)				
⑪ 通貨によるもの			⑫ 現物によるもの	⑬ 合計 (⑪+⑫)		⑮ 平均額	⑯ 修正平均額			
1	12	〇〇〇 〇〇	H10.12.1		5 年 9 月		1234-5678-9123		① 70歳以上被用者算定 ② 二以上勤務 ③ 月額変更(予定)者 ④ 途中入社 ⑤ 病休・育休・休職等 ⑥ 短時間労働者(特定適用事業所) ⑦ パート ⑧ 年間平均 ⑨ その他 ()	
	健 200 千円	厚 200 千円	⑥ 4 年 9 月	⑦ 4 月	① 昇給 ② 降給	⑧ 月	⑨ 円	⑩ 円		
	⑨ 4 月	⑩ 30 日	⑪ 225,000 円	⑫ 5,000 円	⑬ 230,000 円	⑭ 690,000 円	⑮ 230,000 円	⑯ 円		
	5 月	31 日	225,000 円	5,000 円	230,000 円	230,000 円	円	円		
6 月	30 日	225,000 円	5,000 円	230,000 円	円	円	円			

記入方法 | 記入例を参考に次の事項に注意のうえご記入ください。

- | | |
|--|---|
| <p>① 被保険者整理番号</p> <p>③ 生年月日</p> <p>⑦ 昇(降)給</p> <p>⑧ 遡及支払額</p> <p>⑨ 給与支給月</p> <p>⑩ 給与計算の基礎日数</p> <p>⑪ 通貨によるもの</p> <p>⑫ 現物によるもの</p> <p>⑭ 総計</p> <p>⑮ 平均額</p> <p>⑯ 修正平均額</p> <p>⑰ 個人番号等</p> <p>⑱ 備考</p> | <p>資格取得時に払い出された被保険者整理番号(保険証番号)をご記入ください。</p> <p>該当する元号の番号と、年月日を上の記入例のようにご記入ください。
【元号】明治⇒1 大正⇒3 昭和⇒5 平成⇒7 令和⇒9</p> <p>4月から6月の支払期において、昇給又は降給のあった月の支払月を記入し、該当する区分を○で囲んでください。</p> <p>4月から6月の支払期において、遡及分の支払があった月と支払われた遡及差額分をご記入ください。</p> <p>給与支給月とは、給与の対象となった計算月ではなく、実際に給与の支払いを行った月です。
「月給・週給者」は暦日数、「日給・時給者」は、出勤日数等報酬(給与)支払の基礎となった日数をご記入ください。
月給・週給者で欠勤日数分の給与を差し引く場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を除いてご記入ください。
※ 基礎日数は給与支払日ではありませんので、ご注意ください。</p> <p>給料、手当等名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額を記入してください。
※ 昇給がさかのぼったためその差額が支給された場合は、その差額も含めて記入し、「⑧遡及支払額」に支給月と差額をご記入ください。</p> <p>報酬のうち、食事、住宅、被服、定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。
現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事、住宅については都道府県ごとに定められた価格、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。
「⑩給与計算の基礎日数」が17日以上月の「⑬合計(⑪+⑫)」を総計した金額をご記入ください。
※ 「パート」の場合で17日以上月がない場合は、15日以上月の「⑬合計(⑪+⑫)」を総計してください。</p> <p>「⑭総計」で算出した金額を「⑩給与計算の基礎日数」が17以上の月数(「短時間労働者」の場合は、11以上の月数)で除して得た金額をご記入ください。算出した平均額は、1円未満を切捨てしてください。
※ 「パート」の場合で17日以上月がない場合は、15以上の月数で除してください。</p> <p>遅配分給与の支給や昇給がさかのぼったことにより、対象月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた平均額をご記入ください。
低額の休職給がある場合は、休職給の支払いがあった月を除いた月数・総計をもとに平均額を算出してください。</p> <p>70歳以上被用者の方のみ、本人確認のうえ個人番号をご記入ください。
(基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号をご記入ください。)</p> <p>該当する項目すべての番号を○で囲んでください。
「1、70歳以上被用者算定」は、70歳以上の被用者の方について提出する場合に○で囲んでください。
「2、二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。
「3、月額変更(予定)者」は、7月、8月、9月改定の月額変更(予定)に該当する場合に○で囲み、「9、その他」に改定月をご記入ください。
「4、途中入社」には、給与の支払い対象となる期間の途中から資格取得したことにより、1ヵ月分の給与が満額支給されない場合に○で囲み「9、その他」に取得年月日をご記入ください。
「5、病休・育休・休職等」は、病気や育児休業等の理由により休職している場合に○で囲み、「9、その他」にその期間をご記入ください。
「6、短時間労働者(特定適用事業所)」「7、パート」に該当する場合は○で囲んでください。
「8、年間平均」での算定を希望する場合は○で囲み、「申立書」「同意書」等の添付書類を提出してください。
以下に該当する場合は「⑱備考」欄の「9、その他」を○で囲み()内にその内容をご記入ください。
7月1日時点ですでに退職している場合 ⇒ (例:6月30日退職)
算定の対象となる給与支払月に被保険者区分の変更があった場合 ⇒ (例:5月に短時間労働者へ区分変更の場合、「5/1から短時間労働者」と記入)</p> |
|--|---|

添付書類

- 年間平均による算定を希望した場合は『年間報酬の平均で算定することの申立書(定時改定用)』『被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(定時改定用)』

お知らせ

- この届書により決定された標準報酬月額は、その年の9月分保険料(10月納付分)から適用となります。
- 7月、8月、9月改定の月額変更(予定)に該当する場合は、この算定による定時決定より月額変更による改定が優先されますので、別途『被保険者報酬月額変更届』を必ずご提出ください。
(「⑱備考」欄の「3、月額変更(予定)者」を○で囲み「9、その他」に改定月をご記入ください。)
- 「⑩給与計算の基礎日数」が17日(または15日・11日)以上の月が1月もない場合は、従前の標準報酬月額により決定することになります。
- 年間報酬の平均で算定することを申し立てしている場合は、『被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意(定時改定用)』に記入した「修正平均額」を「⑯修正平均額」欄にご記入ください。
- 「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間および1ヵ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満の者のうち、週20時間以上勤務する者であって、国又は地方公共団体等に属する事業所及び特定適用事業所に使用されていること等、一定の条件を満たした者をいいます。
- 「パート」とは、1週間の所定労働時間および1ヵ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の短時間労働者をいいます。